

入札公告（説明書）

令和6年12月3日

東日本高速道路株式会社 新潟支社長 佐久間 仁

次のとおり条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した[入札者に対する指示書【電子入札】](#)、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『[共通入札公告](#)（令和6年7月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告 2-2-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	北陸自動車道 R6長岡管内橋梁補修工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『設計図面』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 新潟支社長 佐久間 仁
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 新潟支社 技術部 調達契約課 （住所）〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1 （電話）025-241-5116 （電子メールアドレス） ki-r-niigata@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）… 入札者に対する指示書【電子入札】 [30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書【電子入札】 [7]②に示す閲覧資料の有無：「無」

1-12	材料価格等の資料の掲載	掲載の有無：本書 2-19 に示すとおり
1-13	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-14	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期限日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和 6 年 12 月 25 日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日 から 令和 6 年 12 月 25 日 16 時 00 分まで ※共通入札公告 2-3 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】 [9] に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量 (3MB) を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】 [9] [2] (6) に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2 部提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書様式 1 (2) 競争参加資格確認申請書様式 2</p>
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和 7 年 1 月 21 日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から 7 日 (休日を含まない) 以内
2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当

2-8	改善技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-9	技術提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年12月25日 16時00分</p> <p>【提出方法】 参考見積書をMicrosoft Excel形式及びPDF形式（書留郵便等の場合はCD-R等に保存）で、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書【電子入札】の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない）により提出すること。</p>
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和7年1月22日から令和7年2月3日までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和7年2月10日 16時00分</p> <p>【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ。</p>
2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年3月5日 16時00分 ※共通入札公告 2-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する単価表は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおり）</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】 [12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 入札書 (2) 単価表（※Microsoft Excelにより提出すること。） (3) 総合評定値通知書（経審）の写し</p>
2-14	開札日時	令和7年3月6日 13時30分
2-15	開札執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	【受付期間】 入札公告の日 から 令和7年2月18日 16時00分まで

		<p>【受付場所】 本書 1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書【電子入札】により提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面をMicrosoft Word等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。</p> <p>【質問内容の記載上の留意点】 質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 （設計業務成果品等の貸与）	本件競争入札においては非該当
2-19	材料価格等の資料の掲載（参考積算条件書）	本件競争入札においては非該当

【ご案内】 NEXCO 東日本における調達契約手続きの電子化の概要について

NEXCO 東日本では、競争参加希望者・受注者の皆さまの負担軽減・業務効率化や、手続きの迅速化を目的として令和3年4月以降、調達契約手続きの電子化を一層推進しております。

詳細は、NEXCO 東日本のHPに掲載しておりますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。
https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf

※各文書について、電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照して下さい。また、受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ZIPファイル形式による提出は受け付けておりません。

競争参加資格要件等一覧表

工事件名		北陸自動車道 R6長岡管内橋梁補修工事			
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札			
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	工事実績評価型(実績Ⅱ型)		
	評価値の算出方法	加算方式			
	見積活用方式の有無	有			
	入札ポンド	対象外			
	履行ポンド	対象			
	JV募集対象	対象外			
審査時期	事前審査				
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示す工事種別に係る「令和5・6年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和4・5年度の工事種別(橋梁補修工事)の工事実績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。		
		工事種別	橋梁補修工事		
		等級	—	—	—
	施工実績	対象となる施工実績	平成21年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の施工実績		
		同種工事	a) 橋梁の維持修繕工事 b) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事(片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可) a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。		
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) 保全点検業務等の実施に関する年度協定書(調査等業務)	受注者名) (株)ネクスコ・エンジニアリング新潟	
			業務名) -	受注者名) -	
		施工管理業務の受注者	業務名) 保全点検業務等の実施に関する年度協定書(土木保全管理業務)	受注者名) (株)ネクスコ・エンジニアリング新潟	
			業務名) -	受注者名) -	
	その他	-			
継続契約方式の対象	対象外	対象となる後発工事名(その1)			
		対象となる後発工事名(その2)			

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件※調達手続き中の配置は不要)	配置予定技術者(現場代理人、主任技術者又は監理技術者)に求める項目	同種工事	<p>①主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 本工事に対応する建設業法の許可業種：土木工事業</p> <p>なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>②現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成21年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。</p> <p>a) 橋梁の維持修繕工事</p> <p>b)</p> <p>ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工経験として認める。なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。</p>
	その他		-

技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

工事実績評価型II型			技術評価点(満点)			10点																																																																																				
評価項目	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																																																																																						
施工の確実性	企業	同種工事の 工事実績	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 【同種工事を複数工事設定している場合】 工事実績評価の対象とする同種工事：橋梁の維持修繕工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価点a (5点)</td> <td>×</td> <td>(同種工事実績の工事実績評定点×係数b)÷20</td> <td>×</td> <td>係数a</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種工事実績の受渡しが令和3年4月1日以降である場合</td> <td>同種工事実績の受渡しが令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降の場合</td> <td>同種工事実績の受渡しが平成26年4月1日以降の場合</td> <td rowspan="3">5~0点</td> <td rowspan="3">5点</td> <td rowspan="3">-</td> </tr> <tr> <td>1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>2) 同種工事実績が上記1)以外の公的機関の発注工事</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td> <td colspan="3">0.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">係数 b の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td>1) NEXCO中日本以外の発注機関の工事実績評定点の場合</td> <td colspan="3">1.000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) NEXCO中日本で令和6年4月1日以降の工事実績評定点の場合</td> <td colspan="3">0.951</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) NEXCO中日本で令和6年3月31日から平成30年7月1日の工事実績評定点の場合</td> <td colspan="3">0.936</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4) NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事実績評定点の場合</td> <td colspan="3">0.951</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			評価基準			評価点	配点	履行確認対象項目	評価点a (5点)	×	(同種工事実績の工事実績評定点×係数b)÷20	×	係数a		(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)						係数 a の設定は下記のとおり							同種工事実績の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	同種工事実績の受渡しが令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降の場合	同種工事実績の受渡しが平成26年4月1日以降の場合	5~0点	5点	-	1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.50	0.25	2) 同種工事実績が上記1)以外の公的機関の発注工事	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない	0.00						係数 b の設定は下記のとおり						1) NEXCO中日本以外の発注機関の工事実績評定点の場合	1.000						2) NEXCO中日本で令和6年4月1日以降の工事実績評定点の場合	0.951						3) NEXCO中日本で令和6年3月31日から平成30年7月1日の工事実績評定点の場合	0.936						4) NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事実績評定点の場合	0.951										
			評価基準			評価点	配点	履行確認対象項目																																																																																		
評価点a (5点)	×	(同種工事実績の工事実績評定点×係数b)÷20	×	係数a																																																																																						
(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)																																																																																										
係数 a の設定は下記のとおり																																																																																										
	同種工事実績の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	同種工事実績の受渡しが令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降の場合	同種工事実績の受渡しが平成26年4月1日以降の場合	5~0点	5点	-																																																																																				
1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.50	0.25																																																																																							
2) 同種工事実績が上記1)以外の公的機関の発注工事	0.50	0.25	0.12																																																																																							
3) 上記1)、2)に該当しない	0.00																																																																																									
係数 b の設定は下記のとおり																																																																																										
1) NEXCO中日本以外の発注機関の工事実績評定点の場合	1.000																																																																																									
2) NEXCO中日本で令和6年4月1日以降の工事実績評定点の場合	0.951																																																																																									
3) NEXCO中日本で令和6年3月31日から平成30年7月1日の工事実績評定点の場合	0.936																																																																																									
4) NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事実績評定点の場合	0.951																																																																																									
<p>◇留意事項</p> <p>1. 上記評価点の算出式内にある、同種工事実績の工事実績評定点×係数bが90点以上の場合は90点とする。 2. 平成26年3月31日以前に受渡された工事、実績評定点が70点に満たない場合又は工事実績評定の無い場合、評価点は0点とする。 3. 公的機関とは、工事実績情報システム(以下「コリス」)において発注機関として入札が可能とされている機関をいう。 4. 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事実績(工事実績評価)である場合についてのみ評価する。</p>																																																																																										
施工の確実性	企業	同一工事種別 における 表彰実績	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>表彰対象</th> <th>表彰時期</th> <th>表彰日が令和4年4月1日以降である場合</th> <th>表彰日が令和4年3月31日以前かつ令和2年4月1日以降の場合</th> <th>表彰日が令和2年3月31日以前かつ平成27年4月1日以降の場合</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO東日本の社長表彰(工事種別を問わない)又は支社長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)の実績</td> <td>2.00点</td> <td>1.00点</td> <td>0.50点</td> <td></td> <td rowspan="3">2点</td> <td rowspan="3">-</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO東日本の事務所長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)又は支社長による功労表彰(工事種別を問わない)の実績</td> <td>1.00点</td> <td>0.50点</td> <td>0.25点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 上記①、②に該当しない</td> <td colspan="3">0.00点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			表彰対象	表彰時期	表彰日が令和4年4月1日以降である場合	表彰日が令和4年3月31日以前かつ令和2年4月1日以降の場合	表彰日が令和2年3月31日以前かつ平成27年4月1日以降の場合	配点	履行確認対象項目	① NEXCO東日本の社長表彰(工事種別を問わない)又は支社長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)の実績	2.00点	1.00点	0.50点		2点	-	② NEXCO東日本の事務所長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)又は支社長による功労表彰(工事種別を問わない)の実績	1.00点	0.50点	0.25点		③ 上記①、②に該当しない	0.00点																																																																
			表彰対象	表彰時期	表彰日が令和4年4月1日以降である場合	表彰日が令和4年3月31日以前かつ令和2年4月1日以降の場合	表彰日が令和2年3月31日以前かつ平成27年4月1日以降の場合	配点	履行確認対象項目																																																																																	
① NEXCO東日本の社長表彰(工事種別を問わない)又は支社長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)の実績	2.00点	1.00点	0.50点		2点	-																																																																																				
② NEXCO東日本の事務所長による優秀工事等の表彰(同一工事種別に限る)又は支社長による功労表彰(工事種別を問わない)の実績	1.00点	0.50点	0.25点																																																																																							
③ 上記①、②に該当しない	0.00点																																																																																									
<p>◇留意事項</p> <p>1. 同一工事種別とは、発注予定工事と競争参加資格における工事種別が同一であることをいう。 2. 表彰実績は1工事のみ提出を認めること。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。 3. 表彰状等の写しは添付されていない場合は、「提出無し」として0点で評価する。 4. 表彰が工事の履行した事業所に係るものであること。 5. 優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰(優秀工事、安全管理優秀工事、安全管理優良工事、安全管理奨励工事、品質管理優秀工事、品質管理優良工事、コスト削減優秀工事、コスト削減優良工事、品質管理奨励工事、工程管理優秀工事、工程管理優良工事、環境貢献優良工事、地域貢献奨励工事、又は優良工事)としての表彰であること。 6. 上記5以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。 7. NEXCO東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事の表彰実績(上記5を含む)は、評価対象としない(表彰実績として認めない)。</p>																																																																																										
施工の確実性	企業	品質管理・ 環境・労働 安全衛生等 の貢献状況	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 品質管理「マツダ」(ISO9001) 2) 環境「マツダ」(ISO14001) 3) 労働安全衛生「マツダ」(COHSIS/ISO45001)の取得状況</td> <td>① 上記の1)から3)の「マツダ」のうち2つ以上を取得している ② 上記の1)から3)の「マツダ」のうち1つを取得している ③ 上記の1)から3)の「マツダ」を取得していない</td> <td>1.00点 0.50点 0.00点</td> <td>1点</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	1) 品質管理「マツダ」(ISO9001) 2) 環境「マツダ」(ISO14001) 3) 労働安全衛生「マツダ」(COHSIS/ISO45001)の取得状況	① 上記の1)から3)の「マツダ」のうち2つ以上を取得している ② 上記の1)から3)の「マツダ」のうち1つを取得している ③ 上記の1)から3)の「マツダ」を取得していない	1.00点 0.50点 0.00点	1点	-																																																																												
			評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																																																																																				
1) 品質管理「マツダ」(ISO9001) 2) 環境「マツダ」(ISO14001) 3) 労働安全衛生「マツダ」(COHSIS/ISO45001)の取得状況	① 上記の1)から3)の「マツダ」のうち2つ以上を取得している ② 上記の1)から3)の「マツダ」のうち1つを取得している ③ 上記の1)から3)の「マツダ」を取得していない	1.00点 0.50点 0.00点	1点	-																																																																																						
<p>◇留意事項</p> <p>1. 当該工事の施工を担当する部署が取得している「マツダ」の対象部署であって、かつ取得している「マツダ」が規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。 2. 取得している「マツダ」に認証されたことを証する書類の写しの提出ない場合は、評価しない。 3. 上記3)においてCOHSISとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。</p>																																																																																										
施工の円滑性	地域精通 度・当社 への貢献 度等	災害時の協 力実績(緊急 災害復旧工 事等の協 力実績)	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO東日本への令和3年4月1日以降の災害協力実績である場合</td> <td>1.00点</td> <td rowspan="5">1点</td> <td rowspan="5">-</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO東日本への令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降の災害協力実績である場合</td> <td>0.50点</td> </tr> <tr> <td>③ NEXCO東日本への平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以降の災害協力実績である場合</td> <td>0.25点</td> </tr> <tr> <td>④ 上記①、②、③に該当しない又は災害協力実績がない場合</td> <td>0.00点</td> </tr> <tr> <td>⑤ 【新潟支社が公告する案件のみ対象】「東日本高速道路新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定」の締結者である場合</td> <td>0.50点</td> </tr> </tbody> </table>			評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	① NEXCO東日本への令和3年4月1日以降の災害協力実績である場合	1.00点	1点	-	② NEXCO東日本への令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.50点	③ NEXCO東日本への平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.25点	④ 上記①、②、③に該当しない又は災害協力実績がない場合	0.00点	⑤ 【新潟支社が公告する案件のみ対象】「東日本高速道路新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定」の締結者である場合	0.50点																																																																					
			評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																																																																																				
① NEXCO東日本への令和3年4月1日以降の災害協力実績である場合	1.00点	1点	-																																																																																							
② NEXCO東日本への令和3年3月31日以前かつ平成31年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.50点																																																																																									
③ NEXCO東日本への平成31年3月31日以前かつ平成26年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.25点																																																																																									
④ 上記①、②、③に該当しない又は災害協力実績がない場合	0.00点																																																																																									
⑤ 【新潟支社が公告する案件のみ対象】「東日本高速道路新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定」の締結者である場合	0.50点																																																																																									
<p>◇留意事項</p> <p>1. 災害時の協力実績は1件のみ提出を認めること。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。 2. NEXCO東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「依頼文書、承諾の文書又は契約書」の写しを添付が無い場合は「0点」で評価する。 3. 既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。 4. NEXCOグループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。 5. 経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。 6. 【新潟支社が公告する案件のみ対象】「災害応急復旧業務に関する協定」の締結者であって、かつ、災害時の協力実績の提出があった場合、いずれかのうち評価点の高い方を評価対象とする。</p>																																																																																										
相い手確保	ワーク・ラ イフ・バラ ンス問題制 度認定の取 得状況	ワーク・ラ イフ・バラ ンス問題制 度認定の取 得状況	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるび認定企業(1段階目/2段階目) の段階目)・ブライチなるほし認定企業) 2) 次世代若者育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29 年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令 和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・ブライチなるほ し認定企業) 3) 若年者の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ニューシール認定 企業)の取得状況</td> <td>① 上記の1)から3)の認定のうち2つ以上 を取得している ② 上記の1)から3)の認定のうち1つを取 得している ③ 上記の1)から3)の認定を取得してい ない</td> <td>1.00点 0.50点 0.00点</td> <td>1点</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるび認定企業(1段階目/2段階目) の段階目)・ブライチなるほし認定企業) 2) 次世代若者育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29 年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令 和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・ブライチなるほ し認定企業) 3) 若年者の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ニューシール認定 企業)の取得状況	① 上記の1)から3)の認定のうち2つ以上 を取得している ② 上記の1)から3)の認定のうち1つを取 得している ③ 上記の1)から3)の認定を取得してい ない	1.00点 0.50点 0.00点	1点	-																																																																												
			評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																																																																																				
1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるび認定企業(1段階目/2段階目) の段階目)・ブライチなるほし認定企業) 2) 次世代若者育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29 年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令 和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・ブライチなるほ し認定企業) 3) 若年者の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ニューシール認定 企業)の取得状況	① 上記の1)から3)の認定のうち2つ以上 を取得している ② 上記の1)から3)の認定のうち1つを取 得している ③ 上記の1)から3)の認定を取得してい ない	1.00点 0.50点 0.00点	1点	-																																																																																						
<p>◇留意事項</p> <p>1. 同一認定を重複して取得している場合、認定数は1つとする。</p>																																																																																										